

<3 水害は防げる>

3-1 鬼怒川水害における行政の問題

3-1-2 水害発生で、国に責任が有るか無いかの判断基準は大東水害最高裁判決

水害訴訟で国の河川管理に責任が有るか無いかの判断基準は、[大東水害訴訟最高裁判決](#)になります。

この判決は国民(水害被害者)の訴えが認められるには極めて困難なように決められたものと思います。判決文を理解するには一般の方々には難しいところが多々あります。そこで、事実で判断してください。**大東判決の前後**で、オスロゲームのごとく、**全て原告住民【勝訴】が全て原告住民【敗訴】になりました。**

下方の表は水害訴訟が始まった昭和40~50年時代の水害裁判の判決結果を表した表です。昭和43~昭和59年までに提訴した主な水害訴訟ですが、昭和59年大東水害訴訟最高裁判決が出る前はすべて原告住民の勝訴でした。しかし、大東水害訴訟最高裁判決で住民敗訴になってからは、全て水害訴訟は原告住民の敗訴になり、その後41年間、被害者住民は提訴しても敗訴が続いています。

過去(昭和~平成初期)の水害裁判の判決

2022年 2月11日

昭和59年の大東水害訴訟最高裁判決の判決・差戻し前は全て(住民勝訴)でしたが、この判決以降は多摩川水害訴訟を除き全て(住民敗訴)に。

※ 記号の説明  
 △：(一審)地裁住民勝訴    ◇：(控訴審)高裁住民勝訴    ☆：(上告審)最高裁住民勝訴  
 ○：(一審)地裁住民敗訴    ◊：(控訴審)高裁住民敗訴    ★：(上告審)最高裁住民敗訴

河川名	都道府県	昭和										平成															
		43年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1 加治川	新潟県	◎																									
2 谷田川	大阪府		◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3 志登茂川	三重県																										
4 多摩川	東京都																										
5 平作川	神奈川県																										
6 長良川	岐阜県																										
7 水場川	愛知県																										
8 平野川	大阪府																										
9 河口湖	山梨県																										

注釈: 1994年(昭和69年)の鬼怒川水害訴訟(大阪府)は、この表の1994年(平成6年)の欄に「差戻し」と記載されています。また、1995年(平成7年)の欄には「最高裁住民敗訴」と記載されています。

鬼怒川大水害訴訟では、水害発生の危険性が最も高い箇所の堤防整備を後回しにした。それが水害の原因なので、勝負できると提訴しました。

図3-1のように、青色の堤防の高さを、オレンジ色、灰色と堤防を高くする工事を行いました。その間違った順番から、低かった堤防から越水し決壊になりました。誰が考えても国に責任が有ると思いましたが。しかし結果は、一審も二審も国の改修計画は特に不合理ではない。よって、国に責任は無いとの判決が出ました。どうおられますか？



今にして思うと『国に責任は無い』の結果ありきと考えた方がいいです。大東水害最高裁判例で国は水害裁判で負け知らずです。

大東水害最高裁判決の簡単な内容は次の2つで、被害住民が裁判で勝てないに繋がる内容です。

一つ目は『河川管理についての責任の有無の判断基準』で、過去に発生した水害の規模や、降雨状態、流域の地形、土地の利用状況、財政と言った諸々の制約のもとで、同様な規模の河川管理の一般水準、社会通念で見比べて安全性はどうか判断基準です。

ほかの河川と比べて河川管理の安全性が劣る事を裁判で証明することは、原告(被害住民)にとっては現実的に困難(ほぼ出来ない)なので、自動的に【河川管理は不合理では無い(国の責任無し)】になる。

二つ目は『改修計画に基づいて改修中の河川』と河川管理の責任の有無』で、赤線部の改修計画が、全体として、過去の水害、諸般の事情を総合的に考慮し、一般水準及び社会通念に照らし特に不合理でなければ、未改修部が水害発生の危険性が顕著になり、早期改修工事が必要となる状況にならなければ、この河川の管理に責任があるということではできない。

図3-1を見れば、左岸21km付近は、誰が見ても他より水害発生の危険性が高いことは明白で、早期改修工事が必要な状態なのに、他の堤防工事を優先した河川管理が【一審・二審とも特に不合理ではない】の判決になりました。これが『国に責任は無い』の結果ありきと思う理由です。いかがお思いますか？

- (参考1) 多摩川水害訴訟が勝訴したのは、二つ目の改修中の河川ではなく、改修済河川だったから。現在はほとんどが改修中の河川なので、全国どこで水害になっても国に責任は無いになってしまう。
- (参考2) 鬼怒川水害訴訟は一部勝訴していますが、勝訴の部分は若宮戸地区の堤防の役割を果たしていた砂丘林が掘削される異常事態で、河川の安全性が失われたことに対する国の責任を認めたもの。改修計画に関する国の責任(上三坂地区)は認められておらず、鬼怒川水害訴訟も敗訴の状態です。

**国(国交省)の河川行政、何をしてもお咎め無し。これでは末代まで水害は増加し続けます。**

みなさん、国政の問題に声を上げてください。情報を拡散してください。